

## 会議録（１）

会議の名称	平成 28 年度第 2 回飯能市都市計画審議会
開催日時	平成 28 年 11 月 4 日（金） 開会 午前 10 時 00 分 閉会 午前 11 時 05 分
開催場所	飯能市役所本庁舎別館 2 階 会議室 3
議長氏名	宮下 清栄
出席委員	熊田 俊郎 吉田 勝紀 矢島 巖 町田 智 武藤 文夫 野田 直人 加涌 弘貴 金子 敏江 大津 力 栗原 義幸
欠席委員	双木 廣治
説明者等 出席者氏名	市長 大久保 勝 建設部長 天野 佳洋 建設部参事兼まちづくり推進課長 粕谷 平蔵
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員 職 氏 名	まちづくり推進課 副参事 吉田 昌弘 まちづくり推進課 主任 小見山 亮 まちづくり推進課 主事 松野 至倫



## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
副参事	(10:00 開会)
	お待たせいたしました。本日の出席委員は 11 名、欠席委員 1 名でございます。都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定に基づく定足数 1/2 に達しておりますので、只今から都市計画審議会を開会させていただきます。本日の議事案件につきましては、公開対象としておりますのでご承知おき願います。
会 長	開会にあたりまして、会長からご挨拶を頂戴します。
副参事	(挨拶)
	ありがとうございました。
市 長	続きまして、市長からご挨拶を申し上げます。
副参事	(挨拶)
	(市長から会長へ諮問書を伝達) 諮問書伝達後、市長退席
副参事	ありがとうございました。
	資料の確認をさせていただきます。
議 長	(別添資料の確認)
	飯能市都市計画審議会条例第 7 条第 1 項により、会長に議長をお願いいたします。
参 事	議事に入らせていただきます。
	本日の署名委員に町田委員、加涌委員を指名します。
参 事	議事(1)「飯能都市計画生産緑地地区の変更について(諮問)」を議題とします。事務局から説明願います。
	資料に基づき説明
議 長	今回の生産緑地地区の変更案につきましては、都市計画法第 19 条第 3 項に基づく知事協議を平成 28 年 8 月 1 日に実施し、同日付で異存なしの回答をいただいています。また、都市計画法第 17 条第 1 項の規定による縦覧を平成 28 年 9 月 2 日から 9 月 16 日まで 2 週間行いました。その結果、意見書の提出はありませんでした。
	説明は以上です。
委 員	説明は以上ですが、ご質問等ございますか。
	指定後 30 年経過した後、生産緑地は保全する方針なのか宅地化していく方針なのか、市では検討していますか。
参 事	現時点では、国や県から指定後 30 年経過した後の方針が出ていません。今後、国や県の方針を確認しながら市の方針を検討していきます。
委 員	解除後の土地利用方法はどうなっていますか。
	解除後の土地利用について、調査は行っていないが、宅地として利用されているケースが多いように思われます。土地利用は所有者の意向があるため、解除後の使用方法について市で制限することは

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
参 事	ありません。
委 員	解除後、土地の課税はどうなりますか。
参 事	解除後は徐々に課税額が上昇します。生産緑地の課税と比べ、宅地化された場合、約 100 倍の課税になる試算が出ています。
委 員	生産緑地の主たる従業者とは、農業に従事していないと認められないのですか。市民農園のような形でも従事者として認められるのでしょうか。
参 事	市民農園のような形では認められず、農業に従事する方を主たる従事者としています。
委 員	第 183 号の生産緑地地区は面積のみの変更ですか。
参 事	面積のみの変更であり、区域の変更はありません。
議 長	他にご質問等がございますか。 (なしの声あり)
議 長	無いようですので、以上で質疑を終了し採決を行います。飯能都市計画生産緑地地区の変更について、原案どおり可決することでご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議が無いようですので原案どおり可決することといたします。 次に議事第 2 号「飯能都市計画都市計画整備、開発及び保全の方針について(報告)」、議事第 3 号「飯能都市計画区域区分について(報告)」を議題とします。事務局から説明願います
参 事	資料に基づき説明 県では、昭和 45 年に区域区分の当初決定から、おおむね 5 年ごとに全体的な見直しとして、「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」を定期的に見直しています。現在は、第 7 回の見直しを進めています。第 7 回の見直しのポイントは、まちづくりの目標としてコンパクトなまちの実現、地域の個性ある発展、都市と自然・田園との共生が示されています。また、区域区分の変更については、区域の変更はありませんが、平成 22 年を基準として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、平成 37 年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。今回、都市計画法第 18 条 1 項の規定により、市へ意見照会があり、飯能市としては「意見なし」で回答する予定であることをご報告します。 説明は以上です。
議 長	説明は以上ですが、ご質問等ございますか。
委 員	今回の変更により、見直しポイントにある項目が新たに追加になったのですか。

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
参 事  議 長   副参事   副参事  部 長 副参事	新たな追加ではなく、第6回の見直しの内容を踏襲しつつ、今回 第7回の見直しポイントにある内容をより明確にしたものです。
	他にご質問等はございますか。
	無いようでしたら、以上で議事を終了とし進行を事務局へお返し します。ありがとうございました。
	(会長から建設部長へ答申書伝達)
	ありがとうございました。
	次第4、その他について事務局から1点報告があります。
	本年度の都市計画審議会の日程について報告
	事務局からの報告は以上ですが、委員さんから何がございますか。
	(なしの声あり)
	無いようですので、以上で本日の会議を終了させていただきます。
	閉会にあたり、建設部長からご挨拶を申し上げます。
	(挨拶)
	ありがとうございました。以上をもちまして、会議の全てを終了 とさせていただきます。
本日はお忙しい中、ありがとうございました。	
(11:05 閉会)	
議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。	
平成    年    月    日	
署 名 _____	
署 名 _____	